

2 基本目標Ⅱ 「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

(1) 多様な自然環境の保全

施 策 の 目 標		すぐれた自然や里地里山などの森林、農地、河川や海岸など、本県の多様な自然環境を保全するための目標を次のとおりとします。 ◆地域が育んできた多様な自然環境を将来にわたり確保します。			
数 値 目 標	目 標 項 目	自然環境の保全地域の面積			
	目 標 値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
		56,800 ha	52,350 ha	50,013 ha	
【数値目標の説明】 「自然環境の保全地域の面積」は、①自然公園特別地域(現状値49,775ha)、②県自然環境保全地域特別地区(現状値238ha)、③里地里山保全活動計画の認定計画区域(現状の認定区域なし)の合計面積です。					

ア すぐれた自然の保全

◆ 自然公園の管理【環境森林部】

すぐれた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園内での開発や利用等の許認可の審査等により、自然公園の適正な保護、管理を行います

◆ 県立自然公園計画の策定【環境森林部】

県立自然公園の適正な整備や管理を図るため、県立自然公園計画の策定に向けた取り組みを進めます。

◆ 三重県自然環境保全地域の指定・管理【環境森林部】

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要と認められる地域について、自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定に向けた取り組みを進めるとともに、既指定地を適正に保護します。

◆ 開発行為の届出制度【環境森林部】

一定規模以上の開発行為の届出制度を適正に運用することにより、開発行為における自然環境への配慮を確保します。

◆ 県民との自然環境情報の共有化の促進【環境森林部】

県内の希少な野生動植物や保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三

重の環境」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報共有を進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	三重県自然環境保全地域指定件数		【目標の説明】 ○三重県自然環境保全条例に基づく「三重県自然環境保全地域」の指定か所数
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	5 地域	4 地域	

イ 里地里山等の保全

◆ 里地里山等の保全活動の促進【環境森林部】

里地里山などの身近な自然を保全するため、自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度等を適正に運用するとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、県民等による自発的な自然環境保全活動を支援します。

◆ 農地の多面的機能の發揮【農水商工部】（再掲）

農地の多面的機能を維持しつつ、環境との調和に配慮した整備を行います。

◆ 環境に配慮した持続的な経営を行う農業者の育成【農水商工部】（再掲）

土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。

◆ 自主的な環境保全活動の取組支援【環境森林部】（再掲）

三重環境県民会議の行っている三重県民環境活動発表会や地域交流会の支援をとおして、自主的に里地里山等の環境保全活動に取り組む環境NPOの活動を支援します。

◆ 身近な自然を体験する県民デーの開催【環境森林部】（再掲）

県内の森林・里山・川・海を環境保全活動の場として活動しているグループ（市民活動団体、NPO、企業等）と協働で身近な自然を体験する県民デーを開催します。

＜この施策を推進するための目標＞

目標項目	里地里山保全活動計画認定団体及びみんなで自然を守る活動認証団体数		【目標の説明】
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	○多様な自然環境を保全するために、里地里山などの保全を目的とした「里地里山保全活動計画」及び「みんなで自然を守る活動」の認定・認証団体数
	30 団体	—	

ウ 水辺環境の保全

◆ ため池・海岸整備における水辺環境の保全【農水商工部】

ため池、海岸の整備にあたっては、その良好な自然環境を保全し、環境との調和に配慮します。

◆ 多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】

河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに自然豊かな水辺空間を創出します。

◆ 海岸の整備【県土整備部】

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します。

◆ 海浜の維持・保全と再生【県土整備部】（再掲）

自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元することにより、水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出していきます。

◆ 海岸部の清掃【県土整備部】

海岸部への漂着ゴミや流木の処理等を行い、自然豊かな海浜を維持します。また、美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。

◆ 砂防事業における自然環境保全への配慮【県土整備部】

砂防事業を実施するにあたり、既に策定している渓流環境整備計画に基づき、可能な限り自然環境の保全に配慮した工法を採用します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	多自然型護岸延長		【目標の説明】
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成14(2002)年度)	○多自然に配慮した河川整備済み護岸の延長です。
	38 km	28 km	